

幼稚園・学校校庭等における放射線測定及び処置に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 17 号

受理年月日 平成 23 年 6 月 20 日

付託年月日 平成 23 年 6 月 28 日

陳情者
.

陳情原文 未曾有の大災害となった東北地方太平洋沖地震に起因し発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲に放射性物質を拡散させ、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が発令される事態となったことはご存じのとおりと思います。

東京都内でも放射性物質が観測され、水道水から乳幼児の摂取基準を超える放射性ヨウ素が検出された報道などを見ると、多大な影響が出ていると推測致します。

事故の収束がいまだ見通せない中、放射性物質の飛散は現在も続いているのが現状であり、土壌に堆積した放射性物質は少なからず人体に影響を与えるものと素人でも予想されます。

特に乳幼児、児童・生徒についてはその影響が大きいと各放射能を専門とする大学教授らにより、インターネットを介し開示され、幼い子を持つ保護者からの不安の声も多く聞かれていると思います。

また、都内の土壌から他の周辺地域よりも高濃度の放射性セシウムが検出されたとの報道もあり、土壌等の安全性の確認をいち早く実施して欲しいと強く要望致します。

区長はあいさつで「今日の発展は、理想のまちを目指し、幾多の困難を乗り越えてきた先人の知恵と努力によるものです。私も区民の皆さまと力を合わせ、受け継がれてきた文化を守り育て、「生きる喜びを実感できる都市江戸川区」を築いてまいりたいと思っています。」と述べられております。

特別区として区民の不安を払拭し、乳幼児、児童・生徒の生命と健康を守ることは区の責務とご認識頂き、乳幼児、児童・生徒の安全確保のため、幼稚園・学校校庭等の放射線量の測定を行い、安全性を確認・公開し、放射線量が高い場合、土壌改良等の措置を早急に行うことで、こどもたちの放射線被曝量の減少に努めることが急務であると強く要望する次第であります。

また、放射能暫定基準値においては食品安全委員会により暫定基準値が会議で決められております。2時間の会議で決められるものといえればほぼ予定調和とも推測されます。学校給食の食材、飲料水においても関西圏又は海外の物を使用することが必要であるとあわせてご検討頂きたくお願いいたします。

つきましては貴議会において、幼稚園・学校校庭等における放射線測定及び処置をするよう、下記のとおり陳情致します。

(裏面に続く)

記

- 1 幼稚園、学校及び公園等の地上1メートルにモニタリングポストの設置
- 2 モニタリングポストのデータを毎日ホームページ等で発表
- 3 幼稚園、学校及び公園等の表面3センチ以上の土を除去
- 4 学校給食内の飲料水、食材すべてについて関西圏、海外の物を使用
- 5 江戸川区内にホールボディカウンターを設置